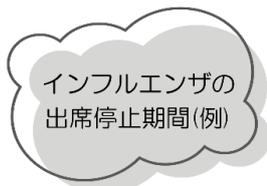


学校感染症一覧 | 主に第2種・第3種、その他

【「出席停止解除願い」を提出する感染症(=第2種感染症)】

病名	症状	出席停止期間
インフルエンザ	高熱・関節や筋肉の痛みなどの全身症状等	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで ※発症日を0日とする
新型コロナウイルス感染症	発熱等の風邪様症状+嗅覚味覚症状、その他のどの痛み・下痢・倦怠感等	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※発症日を0日とする
百日咳	コンコンという連続して止まらないせき等	特有のせきが消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	発熱・発疹・せき等	熱が下がってから3日を経過するまで
風疹	発熱・発疹・リンパ節の腫脹と痛み等	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	発疹・発熱等	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺の腫脹や痛み等	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・結膜炎・咽頭炎等	主要症状がなくなってから2日を経過するまで



0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
☹️ 発症	☹️	😊 解熱	😊 1日目	😊 2日目	😊	🏫 登校 OK	
☹️ 発症	☹️	☹️	😊 解熱	😊 1日目	😊 2日目	🏫 登校 OK	
☹️ 発症	☹️	☹️	☹️	😊 解熱	😊 1日目	😊 2日目	🏫 登校 OK

【「出席停止解除願い」が医師の判断となる感染症(=第3種感染症・その他)】

病名	症状	出席停止期間
溶連菌感染症	発熱・咽頭痛・扁桃痛等	症状により 医師が判断する ↓ 原則として 医師の許可が おりるまで 
感染性胃腸炎(ノロ・ロタなど)	嘔吐・下痢等	
マイコプラズマ肺炎	激しいせき・発熱・頭痛等	
流行性角結膜炎	充血・まぶたの腫れ・異物感・めやに等	
急性出血性結膜炎	充血(結膜出血)・まぶたの腫れ・異物感・めやに等	
帯状疱疹	発疹(片側性)・痛み・かゆみ等	
伝染性膿痂疹(とびひ)	赤みのある水疱や膿疱・かゆみ等	
伝染性紅斑(りんご病)	両頬の真っ赤な発疹・風邪様症状等	
手足口病	発熱・口腔と手と足に水疱等	
ヘルパンギーナ	突然の高熱・咽頭痛(赤い発疹を伴う)等	

【参考資料】 □学校において予防すべき感染症の考え方

①出席停止期間の基準は、人から人への感染を有する程度に病原体が排出されている期間を基準としている

②感染症の拡大を防ぐためには、患者は

- ・他人に容易に感染させる状態の期間は集団の場を避けるようにすること
- ・健康が回復するまで治療や休養の時間を確保すること

③体調がすぐれず、本来であれば休養をとるべき児童生徒が出席するといったことがないよう、児童生徒、保護者へ指導を行い、症状があるのに無理に登校させることがないように協力を得る。